「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」

環境寄付型私募債取扱金融機関募集要項

令和５年６月

# 第１　目的

　脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、東京都（以下「都」という。）と金融機関が協定を結び、中小企業等が発行する私募債の手数料の一部を環境団体に寄付する仕組みを通じて、企業のＰＲや社会全体での取組の推進を行う事業です。

# 第２　事業内容

【本事業のスキーム図】

**今回募集**

１　取扱金融機関

　　取扱金融機関は、次に掲げる事項を行うことを役割とします。

（１）取扱金融機関は、自らの責任において私募債発行に関する審査を行い、中小企業等の私募債引受を行うものとします。なお、私募債の発行条件は取扱金融機関の定めによるものとします。

（２）取扱金融機関は、３（２）及び（３）を満たす複数の寄付先を設定し、中小企業等の希望を確認した後、私募債発行手数料の一部を寄付先に寄付することとします。

（３）取扱金融機関は、必要に応じて都と連携しながら、環境寄付型私募債を発行した中小企業等の対外的ＰＲを支援することとします。

（４）取扱金融機関は、都と別途協定を締結するものとします。

２　私募債発行企業

　　本事業の私募債発行企業は、次に掲げる条件をいずれも満たす中小企業等とします。

（１）会社法（平成十七年法律第八十六号）で定義する会社であること。

（２）本事業による取組に賛同している法人であること。

（３）東京都内に事業所を有する法人であること。

（４）取扱金融機関が直接引受者となり私募債を発行すること。

（５）以下の事業を営んでいないこと。

ア　宗教教育その他宗教活動に該当する事業

イ　政治活動に該当する事業

ウ　違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業

エ　公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）により定める風俗営業など）

オ　連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的な資金の使途として適切でないと判断される事業

（６）現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

３　寄付先

寄付先は次に掲げる条件をいずれも満たす団体とします。

（１）１（２）により取扱金融機関が設定した寄付先であって、中小企業等が寄付の対象先として希望する団体であること。

（２）脱炭素や環境保全に関する事業や取組等を行っている環境関連団体であること。

（３）２（５）及び（６）を満たす団体であること。

４　東京都

都が行う事項は、次のとおりです。

（１）取扱金融機関と本事業の実施に必要な事項について、別途協定等を締結する。

（２）取扱金融機関と連携して、必要に応じて都のＨＰ等で情報を発信する。

# 第３　本事業の実施に当たっての留意事項

１　相互交流・連携

取扱金融機関は、本事業を実施するに際し、都と相互に課題やノウハウを共有し、連携を深めるための情報共有・相互交流の機会創出に努めなければなりません。

２　個別協議

取扱金融機関は、都との協定締結及び事業開始に向けて、必要な事項を協議することとします。

３　その他の規程の遵守

取扱金融機関は、本募集要項に定めるもののほか、都が定める本事業の実施について必要な規程を遵守する必要があります。

４　重大な違反行為があった場合の措置

　　都は、取扱金融機関に、法令又はこの要項に対する重大な違反行為等があった場合、本制度の実施に当たり都が締結した協定を解除するなど、当該機関を本制度の実施主体から除外するため、必要な措置を講じることができるものとします。

# 第４　応募資格

　取扱金融機関は、次の条件をすべて満たす必要があります。

１　東京都内に本支店を有する金融機関であること。

２　東京都内において十分な人員体制や営業基盤を有しており、第２　１に掲げる事項を実施することが可能であること。

# 第５　募集期間

　令和５年６月２１日(水)から同年１２月２５日(月)まで

# 第６　質問受付期間

上記期間中随時受け付けます。（様式自由）。

・回答の送付先（質問者の金融機関名・担当部署・担当者職氏名・E-mailアドレス）を、質問のメール本文中に記載してください。

・メールの件名は、「（環境寄付型私募債・取扱金融機関）質問」としてください。

 E-mail送付先 　S0000480@section.metro.tokyo.jp

# 第７　応募書類

　応募に際し、都に提出する書類は次のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募書類 | 必要部数 | 備考 |
| 応募申請書（様式：別紙１） | １部 |  |

# 第８　応募書類の提出先

　募集期間内に、次の提出先までE-mailにより送付してください。

　 E-mail送付先 　東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課　調整担当

S0000480@section.metro.tokyo.jp

# 第９　応募結果の通知

　応募者が第４に掲げる応募資格を満たしているかどうかについて確認を行い、確認結果を文書にて随時通知します。

# 別紙１

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」環境寄付型私募債

取扱金融機関の応募申請書

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」に係る環境寄付型私募債取扱金融機関として、取扱いをしたく、応募いたします。

|  |
| --- |
| ＜金融機関概要＞ |
| 住所法人名代表者名 |  |
| ＜担当者連絡先＞ |
| 担当者(所属・職・氏名） |  |
| Tel |  |
| E-mail |  |

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」環境寄付型私募債取扱金融機関募集要項（以下「募集要項」という。）第４に記載の応募資格の条件をいずれも満たすことを以下のとおり確認しました。

[ ] 　東京都内に本支店を有する金融機関であること。

[ ] 　東京都内において十分な人員体制や営業基盤を有しており、募集要項第２　１に掲げる事項を実施することが可能であること。

※ 確認した各事項の□にチェックを入れてください。